

## 消費者事故等の通知に係るポイント

平成24年6月

消費者庁

文部科学省

本資料は、消費者安全法第12条による消費者事故等の通知について、当該通知に係るポイントを簡単にまとめたものです。詳細については、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」及び「消費者安全法の解釈に関する考え方」を御参照ください。

### 消費者事故等とは？

消費者事故等とは、以下の①安全分野の事故と、②財産被害分野の事故のことをいいます。

#### ①安全分野の事故（参考1を御参照ください。）

安全分野の事故は、事業者によって供給・提供された商品、施設、役務（サービス）などを使用したことによって、個人が死亡、負傷、疾病、一酸化炭素中毒など生命・身体の被害にあう事故のことをいいます。（消費者安全法第2条第5項第1号）

上記のうち、死亡や治療に30日以上要する負傷・疾病など、被害の程度が大きい事故を重大事故等といいます。（消費者安全法第2条第6項）

これらには、実際に事故は発生しなくても、安全基準に適合していなかったり、異常が見受けられるなど通常有すべき安全性を欠く商品や役務等により、事故が発生してもおかしくない一歩手前の事例が発生した場合（いわゆるヒヤリハット事案）も含まれます。（消費者安全法第2条第5項第2号、同法第2条第6項第2号）

## ②財産被害分野の事故（参考2を御参照ください。）

虚偽・誇大な広告、契約時における事実不告知など消費者に財産被害を発生させる事故をいいます。（消費者安全法第2条第5項第3号）

### なぜ通知する必要があるのか？

消費者安全法では、消費者の消費者生活における被害を防止し、その安全を確保するため、被害の拡大のおそれがある消費者事故等の情報を集約するために、同法第12条第1項、第2項により、行政機関、地方公共団体においては、当該情報を得た場合は、消費者庁長官に通知することとされています。

### どのような場合に通知する必要があるのか？

重大事故等が発生した旨の情報を得た場合には、直ちに、通知する必要があります。（消費者安全法第12条第1項）

重大事故等ではない消費者事故等については、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は同種・類似の事故が発生することが想定される場合には通知する必要があります。（消費者安全法第12条第2項）

### 通知する必要があるかどうか迷ったときは？

重大事故等については、迅速な情報伝達を最優先とし、該当する可能性が高いと判断される時点において、商品名が未確認など、十分な情報が取れていない段階でも、迅速に通知することが望まれます。（詳細な情報を把握できた時点で、第二報として通知することもできます。）

重大事故等ではない消費者事故等については、以下の事項を考慮

して、被害の拡大・発生のおそれを判断してください。

**【消費者事故等の態様】**

- ・ 通常予見される使用方法によって事故が発生しているか  
\* 年齢に応じて合理的に予見可能な範囲の誤使用等も考慮して幅広く判断する
- ・ 多数の消費者に被害が生じているか
- ・ 被害者が特定の年齢層に広がっているか
- ・ 被害の程度が大きいかなど

**【商品・役務等の特性】**

- ・ 大量生産されており全国的に流通しているか
- ・ 同種の役務が広域に展開されているチェーン店等で提供されているか
- ・ 事故原因となったものと同じ原料・部品を使用した商品が多数存在しているか
- ・ 同種の契約条項を含む契約締結の勧誘が広く行われているかなど

判断に迷う場合には、前広に、消費者庁担当課又は文部科学省総務課に御相談ください。

(身体・生命に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者安全課

TEL : 03-3507-9201 (直通)

FAX : 03-3507-9290

(財産に関する消費者事故等の考え方について)

消費者庁消費者政策課

TEL : 03-3507-9186 (直通)

FAX : 03-3507-9287

(文部科学省への問合せ先)

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL : 03-6734-2156 (直通)

FAX : 03-6734-3590

### 誰にどのように通知すればよいのか？

消費者安全法では、同法第12条第1項及び第2項により、行政機関、地方公共団体においては、当該情報を得た場合は、消費者庁長官（同法第23条第1項により内閣総理大臣から権限を委任）に通知することとされています。

なお、教育機関等（大学を除く。以下同じ。）における消費者事故等については、同法第12条第3項第3号（消費者安全法施行規則第9条第5項第2号及び第3号）により、文部科学省において、都道府県教育委員会・指定都市からの情報を集約し、消費者庁長官に通知することとしておりますので、地方公共団体から消費者庁に直接通知する必要はありません。

通知する必要があると判断した場合には、以下の項目について、文部科学省担当課へ電話、FAX、電子メールにて連絡してください。（電話の場合、その後、速やかに、書面、FAX、電子メールにてその内容を通知してください。）

#### 【通知項目】

- ・ 事故等が発生した日時・場所
- ・ 情報を得た日時・方法
- ・ 事故等の態様
- ・ 事故原因特定事項（商品名や型番など）
- ・ 被害の状況

## 【教育機関等における消費者事故等の情報通知先】

(理科や技術・家庭などの授業中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局教育課程課

TEL：03-6734-2565（直通）

FAX：03-6734-3734

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

(学校の体育・保健体育の授業中及び運動部活動中における製品に起因する事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局体育参事官付スポーツ安全係

TEL：03-6734-3776（直通）

FAX：03-6734-3790

E-mail：taiikuss@mext.go.jp

(高等学校における職業教育に関する活動中の事故等について)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室

TEL：03-6734-2904（直通）

FAX：03-6734-3177

E-mail：sansin@mext.go.jp

(学校施設の維持管理等に関する事故等について)

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

TEL：03-6734-2290（直通）

FAX：03-6734-3689

E-mail：bousai@mext.go.jp

(その他、通学中や学校における製品に関する事故等、学校の安全管理に関する事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課学校安全係

TEL：03-6734-2917（直通）

FAX：03-6734-3794

E-mail：anzen@mext.go.jp

(専修学校・各種学校における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-6734-2939（直通）

FAX：03-6734-3715

E-mail：syosensy@mext.go.jp

(社会教育施設における事故等について)

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

TEL：03-6734-2977（直通）

FAX：03-6734-3718

E-mail：syakai@mext.go.jp

(社会体育施設における事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局スポーツ振興課スポーツ指導係

TEL：03-6734-2686（直通）

FAX：03-6734-3792

E-mail：ssport@mext.go.jp

(少年自然の家・青年の家等の青少年教育施設における事故等について)

文部科学省スポーツ・青少年局青少年課施設係

TEL: 03-6734-2650 (直通)

FAX: 03-6734-3795

E-mail: seisyone@mext.go.jp

(財産に関する事故その他の事故等について)

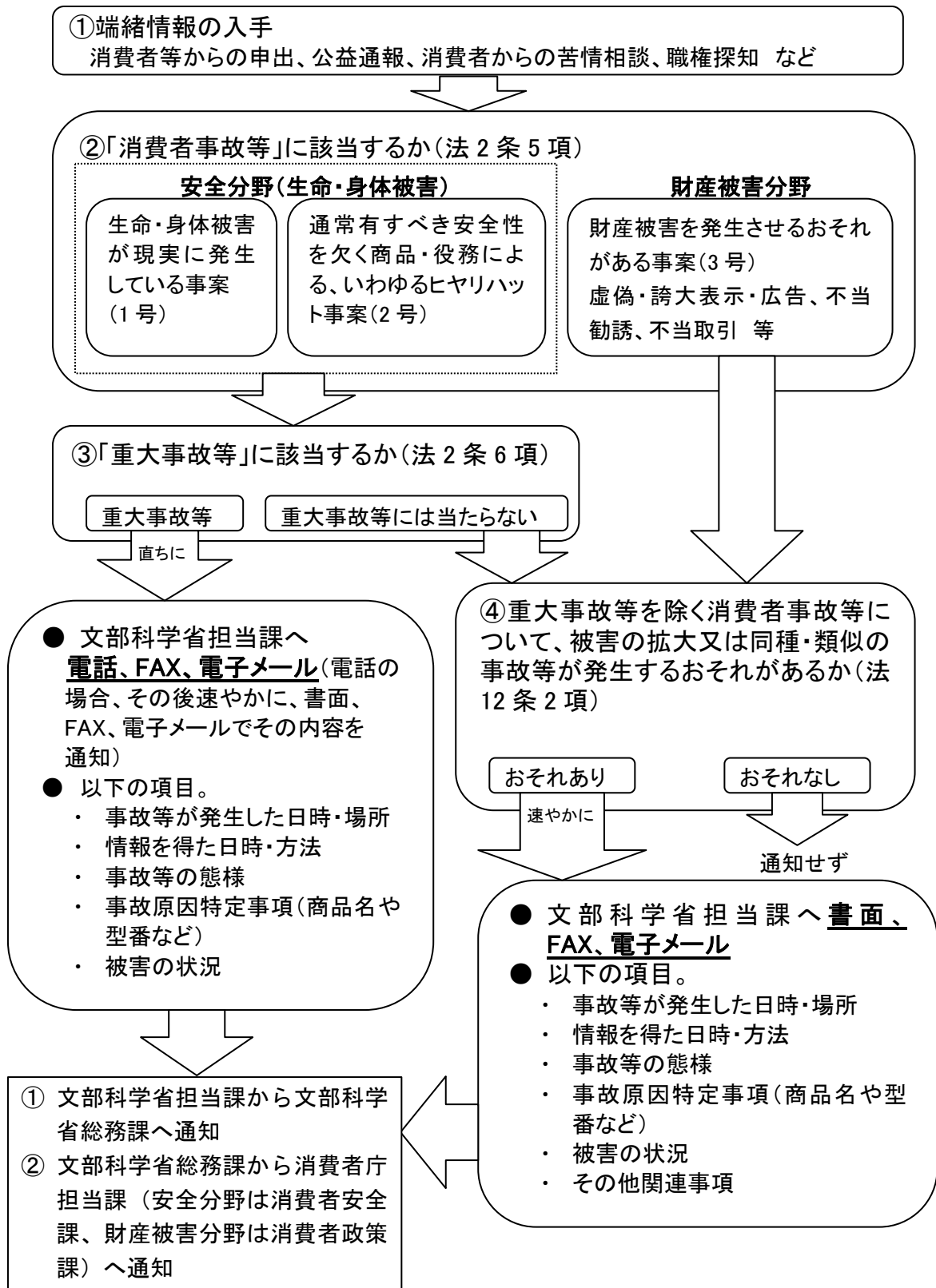
文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第4係

TEL: 03-6734-2156 (直通)

FAX: 03-6734-3590

E-mail: hourei@mext.go.jp

## 【通知までの基本的な流れ】





## 参考１：教育機関等における消費者事故等（安全分野）の例

### <ポイント>

○通常の使用方法により使用していたにもかかわらず、道具等の構造の欠陥等により発生した可能性のある事故（原因不明の事故を含む。）

- ・ バレーボールの準備中、ネット上部のワイヤーが断裂し、その反動で支柱が倒れ、頭部を強打
- ・ バasketゴールが倒れ、頭部を強打
- ・ 長距離走中に心肺停止状態で倒れたためAEDを使用したが発動せず
- ・ 自然学校で、カレー作りをしている際に、カレー鍋を設置している土台が破壊し、熱湯がこぼれて怪我
- ・ 自転車で登校中、ブレーキの不具合により事故
- ・ 裁断機の台に手をおいていたところ、急に刃が下りて指を切断
- ・ 行事の準備又は片付けの際に、折りたたみ椅子に指を挟み怪我
- ・ 机の高さを変えようとして急に下がってしまい、机の脚を持っていた手の指先がねじ穴に巻き込み

○学校の施設・設備について、維持管理や安全管理・対策の不備により発生した可能性のある事故（原因不明の事故を含む。）

- ・ 身を乗り出して外の景色を見ていた際、バランスを崩しベランダから転落
- ・ 屋上の天窗の上に乗る、ガラスが割れて落下
- ・ プールで、排水口に引き込まれ、溺れて死亡
- ・ 校舎のバルコニーの手すりが壊れ、生徒が転落
- ・ ブランコから生徒が飛び降りた際、座板部ボルトに服が引っ

## 掛かり転倒

○授業等において道具等を使用した際に、安全管理・対策の不備により発生した可能性のある事故（原因不明の事故を含む。）

- ・ 体育の時間に走り高跳びの着地に失敗し、セーフティーマットを飛び越し落下
- ・ 理科の実験中、薬剤が眼球に入り怪我
- ・ アルコールランプにアルコールを補充したが、アルコール缶を開缶したままランプに点火し、アルコール缶が爆発
- ・ 技術の時間に、卓上ボール盤で材料に穴を空ける際、手ぶくろをしていたため、手ぶくろが巻き込まれ指を負傷
- ・ 自然体験学習に参加し、乗っていたボートがバランスを崩し転覆

※ 学校給食における食中毒については、既に「学校給食衛生管理基準の施行について（21 文科ス第 6010 号 H21・4・1 付 文部科学省スポーツ・青少年局長通知）」によって報告を依頼しているため、本事務連絡に基づく通知をする必要はありません。

## 参考2：教育機関等における消費者事故等（財産被害分野）の例

### <ポイント>

- 学校の学生募集のパンフレットには取得可能とうたわれていた資格が、実際には取得が不可能であり、資格取得のために授業料を支払った学生に損失を与えるような事例

### <補足>

財産被害を発生させるおそれがある取引や表示に関する事案についても消費者事故等にあたります。被害が拡大したり、類似の消費者事故等が発生するおそれのある場合は通知いただく必要があります。

- いわゆるマルチ取引への勧誘

### <補足>

いわゆる「マルチ取引」は、20代以下の学生等の若年層が契約を行っているケースが他の年代に比べ、多くなっております。また、若年層は、他の年代よりも本人が各地の消費生活センターや周りの人に相談するケースが低く、身近な人が気づくまでトラブルを抱えたままになり、状況を一層悪化させてしまうことになりがちです。

- 就職活動中の学生を対象とした強引な英会話等の勧誘

### <補足>

就職説明会や就職セミナーの会場近辺で、「就職活動に英会話は必要ですか」などといった内容のアンケート調査を実施した上で、後日、学生を呼び出し、英会話教室やリクルート講座を長時間にわたり強引に勧誘するケースがあります。

参考3：事故情報データベースシステム・消費者教育ポータルサイト

○ 事故情報データベースシステム

([http://www.jikojoho.go.jp/ai\\_national/](http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/))

消費者庁が、関係機関より「事故情報」「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータを収集・提供するシステムです。生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」が公開されています。子どもの事故等について、検索することが可能です。

○ 消費者教育ポータルサイト

(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)

消費者庁が、消費者教育に関する様々な情報を提供するサイトです。年齢や分野に応じた関連教材（冊子、デジタル、映像）、実践事例、出前講座等の情報が紹介されています。教材はキーワードや制作者名で、団体による実践事例や出前講座の情報は地域別に検索することができます。

## 参考 4 : 関係法令

### 消費者安全法(平成二十一年法律第五十号)(抄)

#### (目的)

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの

イ 行政機関の長内閣総理大臣

ロ 都道府県知事行政機関の長

ハ 市町村長行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長行政機関の長

二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報

を得た者(前号に該当する者を除く。)

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者(前二号に該当する者を除く。)

## 消費者安全法施行規則(平成二十一年内閣府令第四十八号)(抄)

### (情報の通知)

第九条 法第十二条第一項の通知は、電話、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって行うものとする。ただし、電話によって行った場合は、速やかにその内容を書面で提出し、又は第六項に規定する措置を講じなければならない。

2 法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、重大事故等が発生した日時及び場所、当該重大事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該重大事故等の態様、当該重大事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況(被害が生じた重大事故等の場合に限る。)とする。

3 法第十二条第二項の通知は、書面、ファクシミリ装置を用いて送信する方法その他消費者庁長官が適当と認める方法によって速やかに行うものとする。

4 法第十二条第二項の内閣府令で定める事項は、消費者事故等が発生した日時及び場所、当該消費者事故等が発生した旨の情報を得た日時及び方法、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等の原因となった商品等又は役務を特定するために必要な事項並びに被害の状況(被害が生じた消費者事故等の場合に限る。)その他当該消費者事故等に関する事項とする。

5 法第十二条第三項第三号の内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、それぞれ当該各号に定める者に対し、消費者庁長官が適当と認める方法により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告することとされているものとする。

一 行政機関の長 内閣総理大臣

二 都道府県知事 行政機関の長

三 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

四 国民生活センターの長 行政機関の長

(略)